

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則(昭和35年佐賀県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 主事は、上司の命を受けて事務 <u>に従事する</u> 。 3 略	第3条 略 2 主事は、上司の命を受けて事務 <u>をつかさどる</u> 。 3 略

(佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則(昭和46年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(主事及び技師の設置) 第2条 略 2 主事は、上司の命を受けて事務 <u>に従事する</u> 。 3 略	(主事及び技師の設置) 第2条 略 2 主事は、上司の命を受けて事務 <u>をつかさどる</u> 。 3 略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。